

建設経済常任委員会

令和元年11月22日（金曜日）午前11時45分開会

出席委員（8名）

委員長 星 宏 子
委員 小 島 耕 一
委員 相 馬 剛
委員 玉 野 宏

副委員長 山 形 紀 弘
委員 森 本 彰 伸
委員 鈴 木 伸 彦
委員 吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 12月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時45分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 改めまして、こんにちは。

建設経済常任委員会のほうを始めたいと思います。



◎協議事項

○星委員長 それでは、議案に従いまして、協議事項に移りたいと思います。座らせていただきます。

(1) 番の12月の定例会における委員会の運営についてを協議したいと思います。

まず、議案の説明を事務局のほうからお願いいたします。

鎌田さん、お願いします。

○鎌田書記 (12月定例会における委員会の運営(付託予定議案、日程等)について説明。)

○星委員長 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見等はございますか。

吉成委員。

○吉成委員 3日の午後の台風19号の被災現場というのはいくらか所ぐらいになるんですか、これ。

○星委員長 そうですね、塩原地域と、あと百村……塩原の新湯……じゃ、すみません。

○鎌田書記 吉成委員からあります中で、10月の多分全員協議会の資料で台風19号の被害状況という資料が、これちょっと紙で配られたもので、タブレットには入っていないんですけども、その中で道路であったり林道であったりというところで被害の状況がありますので、その中で場所も数多くございますので、その中から相談をして決定をしたいと考えております。

○星委員長 そのほか、ございますか。

小島委員。

○小島委員 3日の日はそうすると現地へ行ったっさりという考え方でよろしいですか。要は、ここには戻らないと。

○星委員長 ここで乗って、皆さんで移動して、ここに帰ってくるということです。

○小島委員 お昼にはここには戻らないですね。

○星委員長 お昼には戻らないです。

○山形副委員長 青いボタン押してくれば、この間の全協の資料が。

○小島委員 そうするとこの中からということですね。

○星委員長 はい、この中からどこかというか、広がったところを中心に、現場の状況ですね、那須塩原市の中でまた今、災害復旧も進んではいるところではあるんですが、崖が崩れた道路の状況ですとか、また崖崩れしやすい場所とかを常任委員会としても確認したいほうがいいのではないかと思います。そのようにちょっと提案させていただいているところです。道路課と、あとは見る場所に関しては道路課と相談して決定したいところではあるんですが。

あと、ハザードマップ、できれば皆さんご自宅にあるかどうかのハザードマップもあるかと思うんですが、そのハザードマップなんかも持ってきていただきながら、その現場と比較してどの地域が危ないのかということも確認できるかというのかと思って考えてはおります。

決定次第、どこの場所を調査するのかは決定次第皆様にお知らせしたいと思います。なので、3日の日は一日ちょっと外出、服装に関しても作業着ということでお願いしたいと思います。時間とか後日、詳しいことはまた後日皆様にお知らせしたいと思います。

そのほかにもございますか。

あと、今回、視察のほう先にするのは、今回の議案にあります指定管理の案件がございますので、先に指定管理の場所を見てから、調査をしてから審査のほうに移りたいと思ひまして、そのような日程にさせていただきました。

- 鈴木委員 委員長、いいですか。
- 星委員長 はい。
- 鈴木委員 委員長というか議長かもしれないですけども、指定管理者のこの訳というのはどうやって決まったのかわかりますか。
- 星委員長 指定管理の訳。
- 鈴木委員 理由を。指定管理、今回何件あるんだ、結構ありますよね。5件。
- 星委員長 102、103。
- 森本委員 102からですね。
- 星委員長 102。
- 鈴木委員 指定管理は101から。
- 星委員長 グリーングリーンと鳥野目河川。
- 鈴木委員 101から始まって、指定管理は106。
- 星委員長 当委員会では該当するのは102と103。グリーングリーンと鳥野目河川公園になります。
- 鈴木委員 あそこ、家族旅行村、湯っ歩の里などはうちじゃないんだ。何でってだけ。さっき決定したんですけども、経緯があるから。
- 〔「塩原支所が所管だから」と言う人あり〕
- 鈴木委員 支所管轄だからか。経緯はそうだね。それで結局そうなっちゃうんだ。
- 星委員長 よろしいですか。
- それでは、12月定例会における建設経済常任委員会の運営は12月3日所管事務調査、12月4日常任委員会として、審査順についてはお手元の次第のとおりとしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 星委員長 異議がないものと認め、12月3日火曜

日は所管事務調査、12月4日水曜日は常任委員会として実施いたします。

◇

◎その他

- 星委員長 それでは、次第の3番に移ります。そのほか、皆さんから何かございますか。
- 〔「なし」と言う人あり〕

◇

◎閉会の宣告

- 星委員長 なければ、それでは、以上で建設経済常任委員会を閉会いたします。
- お疲れさまでした。

閉会 午前11時55分

建設経済常任委員会及び予算審査特別委員会（第三分科会）

令和元年12月4日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	星 宏 子	副委員長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	鹿 野 伸 二	生活課長	君 島 一 宏
生活課長 補佐兼 消費生活セン ター所長兼 暮らし安全 安心係長	印 南 恵 子	交通対策係長	高 野 幸 大
産業観光部長	小 出 浩 美	農務畜産課長	田 代 宰 士
農務畜産課長 補佐	佐 藤 裕 之	農業振興係長	栗 川 成 人
担い手支援 係長	広 瀬 美 香 子	畜産振興係長	星 野 卓 央
農業再生会 協議会幹 副主幹	薄 井 隆	堆肥センター 所長	柳 崎 修 造
農林整備課長	吉 澤 克 博	農林整備課長 補佐兼 農村整備係長	村 木 和 夫
林務係長	伊 藤 好 美	地籍調査係長	須 藤 俊 一
商工観光課長	渡 辺 直 次 郎	商工観光課 主幹	和 久 強
商工係長	吉 田 和 則	企業立地室長	相 馬 和 男
企業立地室 主査 （係長級）	室 井 秀 明	企業立地室 主査 （係長級）	植 木 智

観光振興 センター所長	和	氣	広	美	観光振興 センター主査 (係長級)	松	本	英	治
まちなか交流 センター 館長	後	藤	明	美	まちなか交流 センター 副主幹	小	池	雅	之
建設部長	大	木		基	都市計画課長	黄	木	伸	一
都市整備課長	佐	藤	正	規	都市整備課長 補佐兼 都市整備係長	田	中	和	広
空き家対策 係長	伊	藤	良	司	建築係長	千	田	晃	司
駅周辺整備 室長	浅	賀	保	幸	駅周辺整備室 副主幹	小	野	治	夫
道路課長	増	子	芳	典	道路課長 補佐兼 建設係長	高	野		茂
管理係長	藤	城	大	幹	維持係長	大	野	昭	博
用地係長	浦	田	謙	一	河川係長	角	田		晃
上下水道部長	磯			真	水道課長	河	合		浩
水道課長補佐 兼総務係長兼 黒磯・塩原事 業所長	添	谷	弘	美	営業係長	田	中		綾
建設係長	岩	波	秀	典	施設管理係長	斉	藤	哲	也
下水道課長	室	井	正	幸	下水道課長 補佐兼 普及係長	君	島	幹	夫
管理係長	柳		英	希	下水道 建設係長	江	面	宏	信
施設係長	清	水	智	尚					

出席議会事務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

[上下水道部]

- ・上下水道部長挨拶

[水道課]

- ・議案第 98号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について

[下水道課]

- ・議案第 97号 那須塩原市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第 84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）
- ・議案第 88号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第 89号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

[生活環境部]

- ・生活環境部長挨拶

[生活課]

- ・議案第 99号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について
- ・議案第100号 那須塩原市営自転車駐車場条例の一部改正について

[建設部]

- ・建設部長挨拶

[都市整備課]

- ・議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第 84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

[道路課]

- ・議案第109号 市道路線の認定及び廃止について

予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第 84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

[産業観光部]

- ・産業観光部長挨拶

[農務畜産課]

- ・議案第107号 那須塩原市食育・地産地消推進計画について

予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第 84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

[農林整備課]

予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第 84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

[商工観光課]

- ・議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第 84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

- ・議案第 92号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

開会 午前10時06分

◇

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 ただいまから建設経済常任委員会及び
予算常任委員会（第三分科会）を開会いたします。
審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第
のとおりでございます。

今定例会におきまして、当委員会が審査すべき
案件は、条例の制定及び一部改正案件4件、公の
施設の指定管理者の指定案件2件、計画の策定案
件1件、市道路線の認定及び廃止案件1件であり
ます。予算常任委員会付託案件のうち当分科会で
審査する案件は、補正予算案件4件であります。
予算に関する案件につきましては、関係所管課の
ところで随時分科会に切りかえて審査を行います。

審査において、討議すべきすべき点がございま
したらお申し出ください。執行部退席のもと、暫
時休憩中に委員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とと
もに、円滑な進行へのご協力をお願いを申し上げ
まして、挨拶といたします。

それでは、次第2、審査事項に入ります。座ら
せていただきます。

◇

◎上下水道部の審査

○星委員長 まずは、上下水道部から順次審査を進
めてまいります。

まず初めに、上下水道部長からご挨拶をお願い
いたします。

部長。

○磯上下水道部長 （挨拶）

○星委員長 よろしく申し上げます。ありがとうご
ざいました。

◇

◎水道課の審査

○星委員長 ただいまから水道課の審査に入ります。
水道課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第98号の説明、質疑、討
論、採決

○星委員長 それでは、議案第98号 那須塩原市水
道事業給水条例の一部改正についてを議題といた
します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○河合水道課長 （議案第98号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。

何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 改正点のまず市長のところを長に変更
する。事務手続上、それから事務執行上何か変更
があるものはあるのでしょうか。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 事務執行上何もございません。あ
くまでも表記上2種類あったので、統一するもの
でございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、第31条のところの指定の
更新ということで、5年ごとということでお伺い
しましたが、今まではなかったもので、最初に1万
5,000円。そうすると、今後は業者は5年ごとに
1万5,000円ずつ必要になるということなのか、
それとも1回登録されると、今までどおりずっと

そのままなのか伺います。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 5年ごとに1万5,000円ずつかかるということです。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。そうすると、更新制度にする意味というのはどういう意味で更新制度になるのでしょうか。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 こちら、昨年12月の水道法の改正ということでちょっとご説明したかと思うんですが、こちらにつきましましては、従来そういった更新制がなかったということで、一度登録したらずっと登録したままという平成8年から始まった制度なんですけれども、既にもう20年以上経過していますが、登録されたまま実際にもう実在しない事業者があったりとか、連絡がとれない事業者があったりとか、そういったところが見受けられるということもありまして、そういったところを確認する意味でもというところで、新たに更新制ができましたところでございます。

○相馬委員 了解しました。

○星委員長 そのほかございますか。
よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい

と思いましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第98号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第98号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

水道課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして委員の皆さんから何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 (水道事業者の更新手数料について)

○星委員長 ないようですので、以上で水道課の審査を終了いたします。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

お疲れさまです。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎下水道課の審査

○星委員長 ただいまから下水道課の審査に入ります。

下水道課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第97号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 それでは、議案第97号 那須塩原市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井下水道課長 (議案第97号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 すみません、ちょっとつまらないことなんですけれども、説明の中で資料のほうの42ページですね。議案書の42ページで、その他管渠というところの、これはルビを外しただけですか。

○室井下水道課長 そうです。

〔「そういう説明が欲しかったよね」と言う人あり〕

○森本委員 何か違うのかなと思ったんですけども……

〔「そこで追っかけて時間食っちゃった」と言う人あり〕

○森本委員 ルビを外しただけですね。わかりました。

○星委員長 そのほかありますか。

副委員長。

○山形副委員長 第29条です。40ページになりますね。現行5万円だったのが、原価計算によって1万5,000円とかなり安くなりましたけれども、その原価計算の方法。

○室井下水道課長 具体的な方法、具体的な計算例でよろしいですか。

○山形副委員長 はい。

○室井下水道課長 こちらにつきまして、まず人件費、こちらにつきましては、申請受け付け、次、審査、工事店発行、工事、移動届け等の受理、ちょっとすみません、申請の工事で、台帳修正、ホームページ等で合わせまして、人件費の時間につきましては225分になります。そちらにつきまして、市のほうの規定の金額を掛けまして、約1万5,067円という形になります。その前の5万円のところには、実際工事店行ったり、申請が上がったときに工事店行ったりとか、いろいろ書類とかの確認とかもしたり、あと書類とかのやつが細かくチェックというふうなのを二重にも三重にもみんなでしたんですけれども、同じ中身であれば、できるだけ減らして、チェックの回数を減らすような形をしておりましたので、二重、三重の申請書のチェックというのが抜けております。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 これは誰かから指摘されたとか、そういったものは何かあって、こういうふうに原価計算を見直したんですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 実際の話を見せてもらいますと、水道のほうでまず変わったというのが1点ありました。そのほかに県北の地区のほうでも変わりというか、ほかにも動きがあったので、やはり那須塩原市の事務効率を図る中で、下げられるものは下げるし、上げるものは上げられるような形で原価計算のほうをちょっとし直した結果です。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 この額は近隣の自治体と比べて適正なのか、その辺がわかれば教えてください。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 まず、改正前の額5万円につきましては、近隣といいますと、現在ですと那須町

と大田原になりますけれども、同額でした。その後、大田原市のほうにつきまして、9月に見直しが入ったという中で、大田原につきましては、申請が2万円、更新が5,000円という形になっております。那須町は変わらなかった。

○山形副委員長 那須町はそのまま。

○室井下水道課長 はい。

○山形副委員長 5万円のまま。

○室井下水道課長 はい。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 では、議案資料の50ページ……50ページでいいんですね。48ページ。タブレットに出ているのは50ページ。

〔「どっち」と言う人あり〕

○星委員長 48ページ。

○吉成委員 飛ばしたんで、行ってますよね。

○星委員長 来てます。

○吉成委員 それで、このところについては審議会なんですけど、ここの第3条が今回これまでよりも組織の構成メンバー、以前より明確になっていますよね。細かく書かれているわけですけども、これっていうのは、今後この中で、特に(2)なんかは実際に水道を利用されている。これは全体的に構成メンバーが何人ぐらいになるんですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 全体で15名という形で

○吉成委員 委員の割り振りはどんなふうな。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 割り振りにつきまして、上下水道、そのとき、そのときで変わるんですけども、学識経験者を基本的に1名。水道事業という形でいきますと、残りにつきましては、担当につきましては、残りの構成員が水道事業に入ってくる形。続きまして、下水道のほうが入ってくる場合に

つきましては、1番の学識経験者1名そのままになりまして、3番、4番につきましては、ほぼ同数ぐらい。7、7になり、15名ですね、最大で。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、学識1名、(2)について何名で、(3)、(4)が7、7。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 水道、下水道で分かれますので、同時期に開催するということがない状況の中でいきますと、2番につきまして、1番の水道のときは、そちらの団体が14人入る形になります。

○吉成委員 そういう意味で、両方に行ったわけですね。

○室井下水道課長 はい。

○吉成委員 はい、わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第97号 那須塩原市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第97号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第84号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 それでは、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井下水道課長 （議案第84号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 説明どおりだと思えますけれども、時間外ということなんですけれども、その辺のもう少し細かい内容

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 時間外につきまして、やはり公営企業会計に移行するというふうのもありまして、そちらについて時間外のほうが結構ふえております。残業のほうもふえております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとわからない。時間外のほうがふえてますというんじゃなくて、どういう仕事をしたから、それだけ時間がかかったというあたりが具体的な

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 具体的なものというふうなのに

つきましては、どういうふうな仕事というのは、そのおのこの担当職員自分で公営企業にかかわっている部分のデータをつくったりとか、そういう作業がふえているのと、また、ちょっと漏れてましたけれども、急ぎで発注するような工事等、こちらとかもありましたんで、そちらのほうで残業の時間外がふえている。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、災害があったからとか、そういうことではなくて、通常業務の中で、仕事はちょっと量が多いので、時間外で仕事に対応したということの理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 災害の対応もありますけれども、そちらにつきましては、年間通しますとそれほど変わらなかったということなものですから、委員のおっしゃるとおりの形になります。

○星委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補

正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきもの
とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第88号の説明、質疑、討 論、採決

○星委員長 続きまして、議案第88号 令和元年度
那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いをいたし
ます。

課長。

○室井下水道課長 （議案第88号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。

ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、

これより採決いたします。

議案第88号 令和元年度那須塩原市下水道事業
特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決
すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第88号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討 論、採決

○星委員長 続きまして、議案第89号 令和元年度
那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井下水道課長 （議案第89号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとレベルの低い話になるかもし
れないんですけども、ちょっと丁寧に教えてほ
しいんですけども、これは補正予算で一般会計
から繰入金を入れて、残業代を払うという形だ
と思うんですね。補正予算で入れていると言
うんですけども、残業代というのは当初予算
の中では全然見てなくて、定期の時間内
だけで処理しているので、残業が発生すると、
こうやって補正予算から引っ張らないと出
ないような会計、当初予算となっている
のでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 残業代もある程度見込んで
おりますけれども、やはり予定よりも実数
がふえてい

るということ。

当初見込んでいる職員というのは前年度の職員という形でやっていますので、その職員が次年度異動して入れかわったりしますと、高い人、安い人とかも出てきます。時間差で出てきますから、そういうふうな点でも人件費、残業代以外についても調整が入ってきます。今回は残業代だけ。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大体理解はできました。給料の高い人が入れば、当初予算よりも多くなったというところもあるというのはわかったんですけども、残業代の見込みよりもふえたというところの要因は聞いてみたいんですね。これくらいの時間で年間通常業務はこの人がこれくらい処理できるだろう。だけど、それを超えたというところについて説明、つまりでどういうことだということですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 この人がというなのもあるんですけども、仮に経験者が残っていた場合と、1年目で異動してきた職員では、同じ業務をやるにもやはり時間がかかると思います。逆に言いますと、1年たっていけば、その人の残業代は減ってくるという形になりますので、どれだけの事業というの見込んでいるかというのはちょっと難しいかなと。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 つまり経験がない人が1年目だとすると、ふなれだから、なれるまでに時間を要したということの理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 その点もかなりあると思います、今回につきまして。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それならよくあることだね。よくわかりました。

これ、例えばみたいな話だったんですが、この前のやつもそういうふうに残業代がふえましたということなんで、おしなべて何か残業代がふえているということだとすると、もともとの見積もり、これじゃないですよ、違うんですけども、下水道の話もそうですけれども、あったので、予算のとり方が違ってたのか、人によって能力の違いがあって、新人じゃなくても、新しい業務につくと勉強しなければふなれなところがあってふえるということがあると思うんですけども、何かその辺は当初、単純に人の配置がえのこの予測が立っていなかった中での予算だったと。その結果、人員が配置変換とか、そういったことによるものであって、新たな業務がふえたとか、予測しない災害があってふえたとかということの残業代ではないというふうに理解してよろしいですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 先ほど一般会計のときに説明したような形で、一応こういう企業会計のほうに入るというふうなものを含めての今回農集と下水道の残業がふえているという形がありますので、新たな業務がふえているという形にはなっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、組織を少し変えたので、そういった意味で新しい業務もふえた分も残業代の増加になっているという説明と理解してよろしいですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 その点と、先ほどあった組織の前年度の見込みというのものもあるんですけども、そちらにつきましては、下水道課単独ではやってませんので、市全体の中の1つですから、誰が来るのとかも見込みがありませんし、人件費につきましては、総務のほうから幾らと来ている形にな

っていますので、来年度の見込みで幾らとはな
ってません。

○星委員長 そのほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したい
と思いましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了い
たします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい
と思いましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、
これより採決をいたします。

議案第89号 令和元年度那須塩原市農業集落排
水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のと
おり可決すべきものとするに異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

下水道課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆さんから何かございま
すか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （災害時の給水支援について）

○星委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

課長。

○磯上下水道部長 （下水道マンホールについて）
以上です。

○星委員長 ありがとうございます。

そのほかに何かありますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で下水道課の
審査を終了いたします。

これで上下水道部の今定例会における審査は終
了となりますが、上下水道部全体として何かござ
いますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 以上で上下水道部の審査を終了いたし
ます。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたし
ます。

委員会の途中ですが、10分間休憩にいたします。
開始は11時17分から開始いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし
ます。

—————◇—————

◎生活環境部の審査

○星委員長 これより生活環境部の審査に入ります。
初めに、生活環境部長からご挨拶をお願いしま
す。

部長。

○鹿野生活環境部長 （挨拶）

○星委員長 ありがとうございます。

◇

◎生活課の審査

○星委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。
生活課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第99号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 それでは、議案第99号 那須塩原市営
駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○君島生活課長 (議案第99号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。
山形委員。

○山形副委員長 51ページですね。住所がかわり、
3つの各駐車場、どれぐらい台数がとめられるの
か、教えていただけますか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 順番に申し上げます。

まず、載っていない全ての駐車場で。

○山形副委員長 西大和駐車場から。

○高野交通対策係長 西大和駐車場が68台、黒磯駅
東口駐車場が18台、新しくできます西口の駐車場
が67台となっております。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、こちらに開設するこ
とになって以前より駐車場の台数がとめるのがふ
えたか、減ったか、その辺もわかりますか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 以前同じ場所にあった臨時駐
車場が50台だったものですから、以前よりはとめ
られるようになっております。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 黒磯市営の西口の駐車場は、これ
は駅前図書館の駐車場と同じような感じで捉え、
図書館を利用する人は、こちらにとめるような感
じなんですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 おっしゃいましたように隣に図書
館ができるわけになりますので、当然に図書館を
利用する方も利用することができる、当然それ以
外の方も利用することができるような形の駐車場
になるかと思えます。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、図書館を利用する方
も駐車場料金を払うようになってしまうというこ
とが出てくるということの理解でよろしいんです
か。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 当然に図書館の利用する方の利用
時間にもよるかと思うんですけども、副委員長
の設定の形で利用料金が発生する方も出てくると
いうことが想定されるかと思えます。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 それによってちょっと駐車場に利
用料金を払うという抵抗があるのかなというふう
なもので、その辺は皆さん議論か何かされたんで
すか。

○星委員長 部長。

○鹿野生活環境部長 おっしゃるとおりだと思います
ので、今市営の駐車場につきましては1時間が
無料ということになっています。ですので、図書
館の利用者も利用すると考えられる西口の駐車場
につきましては、その時間を2時間あるいは3時

間に延ばして、図書館に来ましたというような証明をもって、その時間を。今3時間か2時間かはわかっていないんですけれども、大体3時間ぐらいまで無料にするような方向で考えていますというところなんですけれども、まだ決定したものではありませんというところなんです。

あとは、3時間以上超えてしまうような場合、5時間とか、そういった場合には若干の料金が発生してもやむなしなんじゃないかというようなことで協議は進んでいるというような状況かと思えます。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、あそこでも行政サービスで窓口ができるというふうなことになりますけれども、その方も一応図書館の利用者という形で、例えば印鑑証明とか、戸籍謄本とかとりに来た方も同様な扱いで図書館の利用者ということで、2時間から3時間無料というふうな形で、同じ立場でよろしいんですか。

○星委員長 部長。

○鹿野生活環境部長 同じということでもよろしいかと思えます。

印鑑証明とか、その他の場合は今まで1時間ということで、基本的には間に合うかなというふうに考えますけれども、もし会議等もかぶって2時間あるいは3時間という場合は、図書館の利用者と同じというようなことで扱って問題ないのかなというふうに考えます。

○星委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論終結し、これより採決いたします。

議案第99号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとする
ことに異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第99号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第100号の説明、質疑、 討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第100号 那須塩原市営自転車駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○君島生活課長 (議案第100号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第100号 那須塩原市営自転車駐車場条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第100号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他として委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (指定管理制度導入後の自転車駐車場の今後について)

○星委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形副委員長 (放置自転車の取扱いについて)

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 (西那須野駅前自転車駐輪場について)

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 (放置自転車の対応について)

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

部長。

○鹿野生活環境部長 (CO₂ゼロ宣言について)

○星委員長 これに対しての質疑は。

〔「終わってからでいいです」と言う人あり〕

○星委員長 生活課のほうはないようですので、以上で生活課の審査を終了いたします。

生活部の今定例会における審査は終了となりますが、生活環境部全体として何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (CO₂ゼロの試算について)

○星委員長 以上で生活環境部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時43分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎建設部の審査

○星委員長 これより建設部の審査に入ります。

初めに、建設部長からご挨拶をお願いします。部長。

○大木建設部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎都市整備課の審査

○星委員長 ただいまから都市整備課の審査に入り

ます。

都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第103号の説明、質疑、
討論、採決

○星委員長 続きます、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤都市整備課長 (議案第103号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 できたら応募団体が複数であったほうがいろいろ運営に関してもいいかなと思いますけれども、1社になってしまう理由というのは何かあるといたしますか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 まず、今回の公募に関して私どもの取り組みとしては、どのように周知したかという点なんです、市の広報また市のホームページ、また、みるメールで事業者向けというジャンルで配信をいたしました。

また、今回につきましては、対象を全国の業者ということで公募しております、指定管理者募集のポータルサイトというもので、特に指定管理者についての情報を扱っているサイトで2つのサイトに載せて、全国的なもので、考え得る部分で全国的に配信はしたところ、発信したところなんです、残念ながら1社ということで、その内容につきましては、やはり施設としては課題として繁忙期、閑散期の波が大変大きい施設というような部分でなかなかノウハウがない部分で、ちょっ

とリスクな部分もあるので、やはり応募、そういった部分で控えられた業者さんがいたのかなという推測をいたします。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大体説明いただいた上で理解できたんですけども、よその自治体なんかでも、こういう公園管理なんかだと競合して管理かけているところもあると思うんですけども、複数来るかどうかみたいなのところの予想、状況なんていうのは把握していますか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 すみません、応募の状況までは把握してございません。

○鈴木委員 結構です。

○星委員長 ほかがございますか。森本委員。

○森本委員 これ配点表を見たところ管理運営に係る人的、物的体制というところと施設の効果的な活用というところだけ、ちょっとほかに比べて低い感じはしたんですけども、何か問題みたいなことはなかったのか。どういう配点の詳しい内容まではあれでしょうけれども、その辺を採点するに当たって何か問題はあったのか、その辺をお聞きしたいんですけども、いかがでしょう。ほかの8割ぐらいあるところに比べてここだけ6割から7割ぐらいの点数になっておりますよね。問題は合格の点数であると思うんですけども。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 この採点なんです、採点の中ではそれぞれ5段階評価でやっております、その中で3点、中間の部分の評価がおおむね期待どおりというような部分は、もう中間の点数がつくというような採点の仕方しております。

その中で、やはり今回応募した業者が現在も運営している業者だったという中で、人的体制につ

きましては、今現在のほぼ同じような体制でできるというふうなことだったので、それよりも増強していない部分で、平均的な点数がついた。

また、施設の効果的な活用という部分なんですけど、こちらについてはやはり実際に料金がある程度アップしないと難しいというような提案があったので、これも極めて良好というような評価はなく、平均的な評価にとどまってしまったという部分。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、特に何かの項目に特出して点数が低いということはなかったということによろしいですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 平均点と捉えております。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 3の管理経費の削減ということで、指定管理料提案額がポイント3ということで、前もちょっと話していただいたようですけども、去年は4,063万円だったのが、今回の提案額というのはどの程度の額になったというか、そこら辺もちょっとお伺いしておきます。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 今回の募集に当たって、提案上限額というものをまず募集要項のほうで定めております。これが5年間のトータルで8,550万円、これに対して応募者の提案額については7,750万円ということで、5年間で800万円ほど提案額より低いという中で、年間にしますと160万円、提案額より減額されて出てきております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 そうすると、実際には今回の提案額というのは指定管理料マイナス施設使用料の実績みたいなものの中から8,550万円というのは出した

ものなんですか。何か計算式に基づいて。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 提案額上限額につきましては、過去3年間のかかった経費の平均をベースに考えておまして、そこに消費税のアップ分とか、あとは指定管理者が対応する修繕というものが、ことまでは10万円以下としていたんですが、それを30万円以下まで上げたものですから、その辺のアップ分を加味して、提案上限額を設定いたしました。

○小島委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形副委員長 次年度、利用料金制度の導入ということで、ある程度の、きのうもちょっとお話しさせていただきましたが、そうすると、収入がアップするということになりますよね。収入がアップすると、どこに還元するのか。例えば人件費に充てるのか備品を購入するのか、そういったものというのは何か話されているんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 募集に当たっては、ヒアリングを実施しております。その中で、応募者からは、その利用料がアップした分については利用者へのサービス還元、例えば自主事業をたくさんやるとか、そういったものの経費に充てて、基本的に利用者へ還元したいという回答がございました。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、利用料金制度導入ということで、コテージ、バーベキュー、いろいろなサイトがありましたけれども、どの部分を料金改定するというふうな具体的なものはまだ示されていないですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 施設の利用料ということでよ

ろしいですか。

○山形副委員長 そうですね。

○佐藤都市整備課長 この利用料金制度に当たりましては、現在条例で定めています施設の使用料、これを市の承認を得て、150%から50%の間で指定管理者が設定できるという定めになっております。そういうようなことで、条例のほうも改定しておるところなんです、その中の料金設定につきましては、今後議決をいただいた後、再度今後詰めていくということになります。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第103号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第103号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤都市整備課長 （議案第84号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 今アスベストが出たということですが、こういうアスベストが出るという施設というのは、これ以外にも市のほうであるのかどうかちょっと確認したいと思うんですけども。それはここではちょっとあれですか。別な話ですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 ちなみに、この問題が指摘されたのが29年2月に、県のほうから昭和45年から平成12年に発売された建築用仕上げ塗装の商品の一部にアスベストを含む可能性があるというものが平成29年2月に示されたものですから、そこからこういった外壁を劣化しているものをまず取り除くという作業、そういう対象工事がある場合、その塗料の年代を調べて個別に対応していくというような状況でありまして、全体を把握したというデータは持ってございません。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 これはそうすると、国庫補助でやれるというふうなことで見込んでいるということではないですか。

○星委員長 課長。

—————◇—————

○佐藤都市整備課長 アスベストを安全に取り除く工法も含めて、国庫補助対象で来年度改めて要望させていただきます。対象となります。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 来年度の補助率みたいなものはどのくらいになるのか確認できればと思うんですけども。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 補助ですが、来年のことはちょっと難しいんですが、ちなみに、今年度は要望に対して65%でした。

○小島委員 了解しました。結構です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 来年度じゃなくて今年度の計算でいいんですけども、アスベストが入っているとなると、この処理料、単価というか今回の具体的なやつは幾ら増しになるのかとといったあたりはどのようになるんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 今回の対象のものは、16戸が入っている住宅で、ちょっと若松団地、棟によって一番大きいものでは32戸入っていて、建物自体が大きさが違うんですが、今回の3号棟で16戸の戸数が入っている規模ですと、アスベストなしで当初予算としては2,000万円程度で考えておりました。これを安全に取り除く費用増額分につきましては1,100万円程度を見込んでおります。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかとして委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形副委員長 （まちなか交流センターの来年度の事業について）

○星委員長 そのほかに何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で都市整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

開始は1時からとなります。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎道路課の審査

○星委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。
道路課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第109号の説明、質疑、
討論、採決

○星委員長 それでは、議案第109号 市道路線の
認定及び廃止についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○増子道路課長 (議案第109号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。

鈴木委員。

○鈴木委員 地図は今回はないんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 地図については、過日の11月5日、
全協時、資料の際には添付をいたしました。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 出せますよ。

少しお待ちください。

何か質疑ありますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 これは民間の開発がメインかなと思
いますけれども、これはいつの時代に市のほうに開
発許可をとったというんですか、寄附申し出があ
ったのか、その後寄附申し出があったと思うん
ですけれども、どの時代に、こんなに一遍に1年間

になるわけじゃないと思うので、おおむねどの時
代のものなのかわかりますか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 今回の件につきましては、いつ発生
したかというところだと思うんですけども、
我々道路課の市道認定につきましては、どちらか
というと、いつのころかというよりもいつ最終的
に処理が終えたかに合わせて市道認定を行って
おりますので、ご質問のように、いつのものかと言
われるとちょっと即答しかねるところでございま
す。

ものによってばらつきがあります。一例ですと、
3年かかって処理が終えたのもありますし、5年
かかって終えたのもありますし、いつのものかと
言われますと、おのおのそれぞれ事情といます
か、かかった年数が違うというようなところです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、今の説明ですと、10年前に終わ
って手続で9年かかって、1年前に全部終わった
ので、今回来たというのと、3年前だけれどもと
いうと、一番最後に終わったものが今回認定に、
1年以内ぐらいに終わったものが認定にかかって
いるということで、改めてお伺いしていいですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 おっしゃるとおりでございまして、
市道認定については、毎年12月の議会を一応1つ
の目標としてやっておりますので、その1年間で
処理ができるものというところで区切っている
ところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 処理の仕方というのは、処理が終わ
ったものを翌年なり当年度年末に認定するという
ことで、これだけあるんですけども、逆に言うと、
長いものだとどのくらい時間がたっている、傷ん
でいるものがあると思うんですけども、これは

そこは調査したわけですか。

普通だと、事務処理だと開発許可、工事が終わって手続きやれば、本当は1年ぐらいに普通は終わるはずで許可を出していると思うんですよ。それが年数がたっているということがちょっと気になるのと、とりあえず古いものだと、いつのものが今回出てきているのかということですね。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 ちょっと申しわけございませんが、この場ではその年数で整理したものがちょっと手元にございませんので、それについては調べられる範囲で後日。

○鈴木委員 わかりました。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 今回の質問に対しての関連したお答えになると思うんですけども、基本的に寄附受け入れを市のほうで受け入れる場合には、直近の年度、12月に市道認定をしていると。要するに、寄附受け入れが例えば開発事業者の事情によって、例えば古いやつ、一例を挙げますと、古い開発で抵当権がついたままになっていると。そうすると、権利関係があるやつについては受け入れておりませんので、そういったものがやっとならなくて、受け入れが可能となったというやつについては、以前のやつがあるかもしれないんですけども、基本的に寄附受け入れをしたやつについては、12月、直近の当該年度で市道認定をしていると。

手続がどうだというのは寄附受け入れをするということは当然登記承諾書とか、そういった登記に必要なそれが一式整っているという部分なので、そんなような形で基本的にはすぐに登記していると、市道認定しているということになります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まず工事に入る前、開発許可をとる段階で申請者と協議をして、これは完成後には寄附

しますよというのがほとんどだと思うんですよ。そうすると、抵当権は当時よりそのときは入っていても、工事完了後に速やかに外して寄附しますよということも当然織り込み済みでの約束だと思うんですよ。

それが時間がかかるというのは、ちょっと最近の許可ではそういうことはないだろうと思うんですけども、過去にそういう、そこがまだルーズだった時代があったのかなと思うので、そういう時代の話なのかなと、要するにいつだったのという話です。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 まさに最近のやつについては、きっちりその事前協議の段階で、そのことについては精査するといいますか、きっちり整理した上で事前協議が成立するという形をとっておりますので、今の最近のやつはありません。

以前のやつで、たまたま地域の要望等を踏まえながら整理ができたというのが市道認定にされる場合がケースとしてはあるということでございます。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第109号 市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第109号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○増子道路課長 （議案第84号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい

と思いましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかといたしまして委員の皆さんから何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （市道認定した路線の修繕状況について）

○星委員長 そのほかに何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で道路課の審査を終了いたします。

建設部全体としては何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 それでは、以上をもちまして建設部道路課の審査を全て終了いたします。

ここで執行部の入れかえのため暫時休憩といたします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時19分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし

ます。



◎産業観光部の審査

○星委員長 これより産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長からご挨拶をお願いします。

部長。

○小出産業観光部長 (挨拶)



◎農務畜産課の審査

○星委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

ます。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第107号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 それでは、議案第107号 那須塩原市

食育・地産地消推進計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○田代農務畜産課長 (議案第107号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 じゃ、まず21ページなんですけれども、学校農園のことでちょっとお聞きしたいんですけども、20校を全校にするということですけども、全校に設けるといって、それでどんな課

題があるのかをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらの学校農園開設支援事業につきましては、今現在20校ということで、これは各校に希望をとって展開をしている事業でございます。今のところ、学校の考え方であったり、ハード的に農園を設置、今のところできないとか、そういったところも含めて全校での実施はないというのが現状でございますけれども、私ども、その食育・地産地消を推進する上で、やはり学校、子どものころからこういった農業に触れていただく、自分で育ててそれを食べるといった食育に触れていただくということに、この学校農園開設支援事業は重要であると位置づけておりますので、目標は全校というふうに捉えたところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると教育委員会は、学校とはそこは連携していくという考え方でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 はい、お見込みのとおりでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 次に、22ページなんですけれども、郷土料理ということで、食とか、そういうものを給食に提供していくということなんですけれども、郷土料理って、この辺の郷土料理というのはどういことを想定しているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 郷土料理ということでございますが、那須塩原市独自ではないんですけども、県で言うとしもつかれであったりとか、学校給食とちょっと離れてしまうんですが、かまのふ

たまんじゅうでしたり、あとは冬至のカボチャのと、そういった行事食というところで、あとは塩原地区でのっぺい汁ということがあります。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 はい、わかりました。

次に、30ページの自慢の農産物を生かした地産地消を推進しますということで、その中で具体的な取り組みの中で、地産地消ということで、この那須塩原市産の農産物とかそういうものを推進するということなんですけれども、この具体的な取り組みの中に、例えば6次産業化的なことというのはないようなんですけれども、そういうようなことは検討されなかったのかをお聞きします。

見逃していたらごめんなさい。ないようなんですけれども。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 地産農産物の生産振興と消費の拡大の中の最後の31ページの新規事業で、農産物直売所の体制ということで、市内、市が所有します2つの農産物直売所、青木ふるさと物産センターとアグリパル塩原でございますが、こちらを再整備いたしまして、食育・地産地消6次産業化の拠点施設を設置したいということでございます。

○森本委員 ありがとうございます。

○星委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形副委員長 12ページになります。農産物の直売所ということで、市内に16カ所、その下に農村レストランが、きのうも食事させていただきました高林坊とか5軒あるんですが、この直売所もしくは産直物産センターと各名前が違うんですけれども、それを全部合わせて直売所。これは組合でやっているだけで、市は何か出しているのか。

あと、農村レストランの例えば設立主体なんて

いった場合は、何か要綱とかそういったものもあるんですか。その辺はわかりますか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 まず最初のご質問ですね、設立に際して市から何かあるのかというようなところにつきましては、特に市の関与というのはないということと、その農村レストランの根拠づけといたしますか、そういった規定といったものがあるのかといったところでございますが、市としてこれが農村レストランだということはないんですが、こちらの出典が、県が作成をしております那須地方の農業という資料に基づいてこちらに立てておりますので、まず県のほうでここに載せるに当たって、こういったものを直売所、こういったものを農村レストランというふうに捉えているというのはあるかと思えます。ただ、今手元に何もありませんので、申しわけございません。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、県からのいろいろなものを、要綱を定めた中で、農村レストランを開業したり、直売所を開業したりということも、組合等じゃないけれども、個人もできるという考えでよろしいんですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 必ずこの主催者が何々組合という形をとらなくても、こういったものはできるというのは、今、担当から確認をしたところでございます。

○山形副委員長 わかりました。

続きまして、31ページなんですけど、農産物の直売所の再整備ということで、ふるさと物産センター及びアグリパル塩原を6次産業化の拠点として再整備しますということなんですけど、具体的に再整備の内容、どんなことを考えているのか教えてください。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 まず、アグリパル塩原からお話をさせていただければと思います。

国庫補助の採択を受けまして、昨年度の繰り越し事業として今現在再整備に取り組んでいるところでございまして、基本的には、2月中ぐらいには工事が終わって、次年度にはリニューアルオープンというのが可能であろうというような進捗でございまして。

具体的に言いますと、直売所の位置を真ん中、今までお土産品などを売っていたところに持っていくことで、周遊性を高めると。そのかわり、今まで直売所があったところにスイーツショップを新たに新設して、その直売所で売っている野菜等々を活用したスムージーであったり、新たなデザートを製作して、それを新たな特産品として販売していきたいというのが主な趣旨でございます。

あわせて、レストラン関の里の内部もリニューアルしまして、もともと雨漏り等、施設の老朽化に伴うところもありましたので、そこももちろん整備をするというのが、まずアグリパル塩原の整備状況でございます。

青木ふるさと物産センターにつきましては、今現在、基本的な構想を練っているというところでございますが、基本的に老朽化と狭隘化がありますので、そちらを解消すべく、現在、委託をしまして、基本設計の前段階の概要といたしますか、基本構想的なものを詰めているというようなところでございます。

実際に建てる際には、こちらに書いてありますとおり、地産地消であったり6次産業化の拠点となり得る、また、その青木別邸の隣に位置する、あちらの雰囲気にも沿ったような道の駅として整備したいという基本的な考えがございます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、今現在、アグリパル、工事していますけれども、その中の今の工事というところで捉えてよろしいですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 お見込みのとおりでございます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 先月、前回の委員会の中でも、ジェラートの拠点とか道の駅、その中の整備でもう一つ建物をふやすとかいう、駐車場の整備ということの中の再整備というふうなことの捉え方でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 せんだって、案ということでお話をさせていただきました、そのもう一つ建物を建てて、そちらで乳製品の拠点としてといったのは、その段階での青木ふるさと物産センターには、そういったものを建てたいというようなお話での発言でございまして、アグリパル塩原につきましては、現在、今の建物の中をいじっているということで、新たな建物をふやすということではございません。よろしく願いいたします。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、いつ工事が終わりますか、オープンがいつだというのはもう大体わかりますか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 工期そのものが来年2月中旬でございまして、そこから備品等の搬入、そして準備等を経まして、本格オープンにつきましては来年度と考えております。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 今回こうして食育・地産地消計画ということでまとまったわけでございます。意外とよ

くまとまっているんじゃないかなと思っているところですけども、一つは、国の第3次の食育推進基本計画というのが平成28年から32年ということで、この計画と比べると、かなりもう4年ぐらい前に進んでいるわけですね。そういう中で、市の計画と国の計画が出たときに、この市の計画を見直すことがあるのかどうかというところをどういうふうに考えているかというのをお聞きしたいと思うんですけども。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 議員ご指摘のとおり、やはりそれぞれの法律に基づいた市の計画という位置づけでございますので、国なり県の計画が大きく変わるということであれば、その変更の度合いにも応じるかとは思いますが、それは変更も考慮していきたいと思っております。

この41ページにあります計画の進行管理という最後の一文の中で「必要に応じて本計画の見直しを行い」というところがございます。現行にそぐわないというところであれば、変更はかけていきたいと考えております。

○小島委員 わかりました。

○星委員長 そのほかありますか。

玉野委員。

○玉野委員 今の返答の中で、必要に応じてという中で、例えば、19ページを私は見ていたんですけども、これは18ページから始まるんですけども、学校農園の開設支援とありますね。この計画自体は5年という中で、私、最近、ある委員会の教育をやっている方の教育を聞いて、日本もいよいよそういう形で、学校にもう、どんな問題の子が必ず1クラスぐらいいるねというね。それは、向こうと話したのは、そういう人たちと一緒に生活して、問題があったときだけはこういうふうにするんだけど、農業の力がすごく強くて、学

校農園じゃないんですって、学校というと四角くて、かの地では、これはもうすごく軍国的なイメージでもってこういうふうのスライドしていくから、逆に学校自体がファームをつくる。すごく農業の力が、通常と障害を持っている子とか云々とか、すごくいいんだそうです。ですから、ファームスクールと言っていました。そういうことが普及するには日本がとていいんじゃないか。日本はこれからこの5年間の間に相当崩れていくと思いますし、逆に言えば、学校農園の開設というだけにはもうとどまらないと思うんです。開設するけれども、そういう方向にも向かっていくんだという情報をぜひ集めて、途中で改革というふうに。私どもが持っている情報は出しますし、情報を入れてもらいたい。学校等の子どもと農業の力は、物すごい力だそうです。

以上でございます。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 実際その計画を今回議決いただき、実行していく中で、先ほども述べましたが、庁内連絡会議であったり推進会議であったりということで、実効性であったり、そういったものは都度検証していく。その中でまた、議員おっしゃったような大きな変革というものがあって、この計画に沿っていけるということがあれば、やはりそれは、そういった会議の中での検討ということもあるかなと思っております。

貴重なご意見ありがとうございました。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、2年前だったか、1回、食育について一般質問した経緯がございますので、ちょっと詳しく聞かせていただきたいと思いますが、まず、15ページの食育・地産地消の課題ということで、ライフステージに応じた栄養の balan

スということになっておりまして、このライフステージをこう6段階というふうな見方をされているということでございますが、この6段階とされている見方自体は、何かの決まりというか、そういう国とか、それから県の中からこういうふうなものが出てきたのか、それとも新たに市でこの設定をしたものなのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらのライフステージのところは、こちらの資料の出典ということで書いてございますが、第3期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2020」というような計画から引用させていただいたところでございます。

やはり私どもの計画、この課題の中で、ライフステージに応じたというような書き方、課題を抽出させていただきまして、では、このライフステージとは何ぞやというようなところでございますので、こちらの計画につきましては、県の計画との参酌をするというような立場をとっている。そのことから、県と同様の考え方にしたというようなところでございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。

それについて、健康づくりを推進しますという中で、26ページ、これは現状と課題で、いろいろなライフステージに応じてというところで、具体的な取り組みとしまして、2番目の丸ですね、食生活改善推進員の養成と支援の活動ということで、その食生活改善推進員の現状の人数と、それから、どのぐらい養成を図るのかということをお伺いできればと思うんですが。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 食生活改善推進員につきましては、所管は確かに健康増進課というところでございます。実は今回の食育・地産地消推進計画に

つきましては、私どもだけでつくったということではなくて、既存のもう先行している市内の幾つかの計画とのリンクをするというようなスタイルをとっております。その中で、やはり食育であったり地産地消に非常に深くかかわっている、その市民の方々の委員としまして、食生活改善推進員という方の活動をやはりこちらには具体的な取り組みとしてのせるのが適当であろうというのがこれまでの計画だったものですから、まずこちらに入れたところでございます。

ただ、その中で、申しわけございません、手持ちのデータで、今現在何人いて、食生活改善推進員を今後何年までに何人にするといった計画まではちょっと持ち合わせてございません。健康増進課のほうに確認をしまして、現状のほう、こちらは本日中にお示しできればというところでございます。申しわけございません。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。

食育については、以前に質問したとおり、事業を通じて、市、それから民間、事業者団体、さまざまところで、全部で平成29年度で48の事業が行われているんだろうと思います。今回の計画を見ても、十分細かいところまで計画はされているというふうにはお伺いできますが、その課題としてもありましたように、いわゆる食育というものに対する周知とか市民の理解度とか、そういったものが進まないためにさまざまな課題が出てくるんだろうというふうなところなんだろうと思います。

そうした中で、38ページにある具体的な取り組みと、周知をするための取り組みということになるんだろうと思うんですが、一番上に、その目指すべき方向性ということで、食育・地産地消推進が図れる体制を構築するという。それに対す

る課題があって、今後のそれに対する取り組みと
いうことになるんだろうと思いますが、その食育
推進会議の設置について、ここに学識経験者等々
載っておりますが、この会議は大体何名ぐらいで
構成して、しかも会議自体はどのぐらいの頻度で
設置するのか、お伺いできればと思うんですが。
計画となっているのは。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらはまだ確定的ではない
という前置きをさせていただいた上での回答をさ
せていただくことをお許しいただければ、現段階
での私どもの考えといたしましては、この計画を
つくるに当たりまして、那須塩原市食育・地産地
消推進計画策定委員会なる委員会、外部の委員さ
んをお招きした委員会を設立いたしまして、私ど
もの立てた原案を審議いただいたものでございま
す。こちらの委員さんが、農業関係者、教育関係
者、保育関係者、消費生活関係者、商工関係者、
行政関係、そして学識経験者という計17名で構成
をされております。基本的には、今回、計画の策
定に携わっていただいた皆様、巻末に、ごめんな
さい、資料として載せてございます、42ページの
策定委員会のメンバー、この方々をベースに、そ
の仮称の推進委員会のほうを設置していきたいと
いう考えでございます。イコール17名がそのまま
スライドするかというところが、まだ未定だとい
うところでございます。

○相馬委員 はい、わかりました。

そうした中で、②番のところに、食育・地産地
消の意識の向上と、恐らくこれがずっと課題だっ
たというのは前にも一般質問でも伺っているところ
ではございますが、ここに、食育の日、とちぎ
地産地消の日等ということで、その機会をきっか
けにして、市民の食育・地産地消に対する意識の
向上を図りますというふうになっております。

その国の食育の推進期間、食育月間ですかね、
県の食育月間というのが6月、10月というふうに
なっておりますが、この計画を策定するに当たっ
て、いわゆる国も月間を決めて、県でもこういっ
た10月という月間を決めて、市でもこの食育推進
計画をさらに市民に周知していくために、市とし
て食育推進月間というか、週間なのか、そういっ
た期間を設けると、そういった話し合いとかとい
うものはなかったものなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 今、議員のおっしゃられた、
市のその食育推進月間を独自にというようなお話
かとは思いますが、今回検討いただいた委員さん、
またはパブリックコメント、そういった中から
も、そういった月間を設けてはというような直接
的な意見はなかったのは確かでございます。

しかしながら、私どもとしましては、今回、今
まで食育と地産地消の基本的な指針となるべき計
画がなかったというところであっても、この6月
と10月、特に10月につきましては、とちぎの食育
推進月間ということで、県内挙げてかなりの数の
イベントが開催されているということなものです
から、ここにあるとおり、まずは私どもとすれば、
この計画ができたということ、そしてプラス、既
存の推進月間、そういったものの積極的な周知で
あったり参加であったりというようなところで、
まず意識の向上が図れればというふうには考えた
ところでございます。

例えて言いますなら、10月の食育イベントは、
大きいところでいきますと、那須塩原市の畜産フ
ェア、そして那須野巻狩まつり、健康増進課の事
業になりますが、子育てパパママのための食育教
室であるとか、先ほど出ました食生活改善推進協
議会の推進員さんたちのイベントで生涯骨太クッ
キングですとか、公民館まつりですね、これは例

えばことしは三島と狩野というようなところで、そのほか、先ほどの道の駅グリパルの旬の味覚まつりとか、那須塩原だけでも8つのイベントがあるというようなところがございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そのさまざまな事業自体は、先ほど申し上げましたように、食育というものに関する事業が全体で48事業、市内にあるというふうなところがございますから、事業数としては十分なのかどうか。この後、17事業を例えば20事業にしますとかという、事業の数をふやすための目標値とかというようなこともありますが、やはり現実には、これまで計画がなかった、今度計画を立てるに当たって、市民に十分周知をするためには、市としても食育推進の期間というものをきちんと計画にうたった上で進めていく必要があるのではないかというふうに私は思うところなのですが、それについてどういうふうに。あくまでも県の期間に沿ってやっていきますよということで十分周知が可能なのか、それともやっぱり市として取り組む、市の計画ですから、当然、市として一定程度そういう推進の期間を設けてやっていくというお考えはないのか、お伺いいたします。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 議員のおっしゃるとおり、全くその考えがないのかというようなところではなく、私どもとしては、まずはこの計画ができた、指針となる、今までは計画そのものがなかった状態が長く続いていたというようなところで、まずは指針をつくって、ここで活動をしていく。その中で、やはり議員のおっしゃるとおり、独自の推進月間を設けて強力に推進をすること、これが非常に有効なんだというような検証が、先ほど申し上げました、庁内の検討委員会であったり、これから設置するであろう委員会、そして次期の計画

策定、そういった中で検討をさせていただければというところがございます。

ただ、現在は、やはりまずは計画ができたこと、そして、既存の国の月間、県の月間、そこに相乗してやるのがまずは最初なのかなというところが、私個人の意見でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 先ほどの続きなんですけれども、見直して、何かもう手を入れている中で、柴田明夫さんとは交流したんですけども、食糧問題研究所、柴田明夫さん、ここにメンバーは入っていないよね。この人と交流したほうがいい。那須塩原にいるから。

それから、見直しの中で……

○星委員長 質疑ですね。

○玉野委員 しましたか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 申しわけございません。今回委員になられた方、こちらの17の区分の方々でございまして、柴田明夫さんには、申しわけございませんが、コンタクトをとっておりません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それではまず、先ほどもちょっと話が出ましたが、実際に10月にパブコメをとったわけですけども、パブコメはどのようなご意見等が集まったんですか。それは、今回の計画の中にどこか反映はされているか。そこを確認させてください。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 それでは、パブリックコメントの結果の概要について、まずご説明をさせていただきます。

今回、9月3日から10月3日の約1カ月間、パブリックコメントを募集したところがございます。

6名から計34件のご意見を頂戴したところでございます。

まず、大きく9つの項目に分かれた質問だということをごさいます。まず1点目は、学校給食における取り組みの具体的な事業の提案というところをごさいます。こちらにつきましては、今後、検討を進める中でご意見として参考にさせていただきたいというような回答をさせていただいたところでございます。

続きまして、食育や地産地消を知る、学ぶ機会の創出に向けて、例えば親子教室や講演会などを開催してはというような具体的なご意見をいただいたという分野をごさいます。こちら先ほどと同様、参考にさせていただくというようなところでございます。

また、生産者への支援というようなところに具体的な意見をいただいたのは3番目でございます。例えて言えば、アニマルウェルフェアや、低温殺菌に配慮した高品質な牛乳生産などの具体的なご提案をいただいたというようなところでございます。これも同様に、参考にさせていただいたというところでございます。

4番目は、安全に触れたところで、那須塩原独自の農薬の安全基準を明記したほうがいいんじゃないかというようなご提案でございましたが、市のスタンスといたしましては、まず国の定める使用基準で確保できるのではというようなお答えをさせていただいたというところでございます。

続きまして5番目が、5年間のスローガンが必要ではないかというご意見を、要は、基本理念を象徴するスローガンが必要ではないかというようなところでございまして、私どもとすれば、冒頭の説明の中で、基本理念の実現に向けて4つの目標があつてと、その目標を推進することが重要ではないかというところございましたので、まず、

この計画を手を取ったどなたもがわかるように、その4つの基本目標を一つのスローガンとして捉えて、表紙にまずは載せさせていただいた上で、その4つの目標をつなぐ、「広めよう食育・地産地消」というような、ある意味、スローガ的なものを載せさせていただいたということで、こちらについては、パブリックコメントの意見を採用させていただいたというところでございます。

続きまして、24ページの自然環境の負荷の低減について、食を扱う事業者の立場の記載が全く欠けているのはどうかというようなご意見でございましたので、こちら事業者に対する食品ロスの削減の取り組みを記載いたしますということで、こちらのパブリックコメントの内容を採用させていただきました。こちらは、具体的に言いますと24ページの下から2番目のポツですね、一般廃棄物の大量排出事業者に対する云々というところ、こちらが採用されたものでございます。

続きまして、7番目といたしまして、先ほども相馬議員からもありました、ライフステージの明確化をしたらいいんじゃないかというようなご意見をいただきまして、こちらは具体的なライフステージの記載がなかったということから、この意見を取り入れさせていただきまして、先ほど言いましたとおり、県の資料からの抜粋といいますか、リンクをさせていただいて、ライフステージを記載したところでございます。

8番目といたしまして、ミルクタウン戦略に基づく各種施策を具体的に記載すべきじゃないかというようなご意見を頂戴したところでございますが、今回、そのミルクタウン戦略に基づく部分ですね、こちらは34ページになりますが、こちらにつきましては、本計画と関連の深い具体的な取り組みの一部を記載するというような形でご説明をさせていただいたところでございます。

最後に、9番目のご意見といたしまして、主体ごとの役割、40ページ、41ページのところでございますね。市民の役割から市の役割まで、各種、各立場の役割が記載されているけれども、その具体的な施策と目標値の一覧を記載してはどうかというようなご意見でございますが、こちらにつきましましては、まずはこの計画の趣旨が、ご自身の役割に意識を持ってもらうことが重要だということとを述べさせていただいた上で、今後、具体的な施策、目標値につきましては、再三申し上げておりますが、今後の庁内検討委員会や推進会議、こういった中で進行管理をして、主体ごとの役割を念頭に取り組みを進めていくというようなことをご回答させていただいたというところでございます。

全部が全部採用させていただいたわけではございませんが、計画の趣旨を勘案して、取り入れられるべき意見につきましては最大限取り入れたというような考えでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 丁寧なご説明ありがとうございました。

ちっちゃなことですけども、32ページのところなんでございますが、ここは地産の農産物のブランド力の向上をというところなんですけれども、その中の具体的な取り組みとして、白丸3つ目ですね、市長がよく言われる、温泉ガストロノミーツーリズム、ここに書かれている、「人気を博すガストロノミーツーリズム」というふうな表現がされているんですね。表現の仕方ですから、さまざまな表現の仕方があるんだと思うんですが、今、付度という言葉が非常にはやってしまったわけですけども、人気を博すといったら、市民は知っているはずですよ、ガストロノミーツーリズム自体をね。さまざまところで、我々も、市長があれだけの話をされるので、ガストロノミーツー

リズムという言葉を使う場合があるんですけども、知っている方はゼロに等しいんだと思うんです。

ここの表現なんかも、「これから注目を浴びるであろうガストロノミーツーリズム」みたいな表現だとすごくマッチしているのかなということを感じました。何か、これは趣旨としてはどういふうに。

○星委員長 部長。

○小出産業観光部長 市民がどれだけ知っているかという話になると、確かにそういうところではあるんですけども、例えば温泉ガストロノミー推進機構というところのホームページに、こちらのほうにイベントを出すと、あつという間に200、300の参加の申し込みがあるということで、基本的には非常に人気はあるのかなというところですよ。

ただ、地域的に見ると、この近辺でやっているところは、どっちかという西日本のほうが多いので、全国的に見れば非常に人気を博しているイベントですけども、こちらではまだ浸透度が低いというところ。

だもんで、今、そういう形で、一部だけというところで、そんな感じだというところ。ただ、間違いなく人気はあるし、知っていただければ人気は出てくるというところで、このような形の表現にさせていただいているかなというところではあるんですけども。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 文句を言うつもりはありません。わかりました。

それから、これは、36ページの安全・安心の食の と食に関する環境づくりを推進しますというところで、これまでも一般質問等々で出てきているこのGAPの問題ですね。その具体的な取り組みということで、次ページ、37のほう

ですけれども、明確にうたっているわけですよ、GAPの推進ということで。これ、非常にハードルの高い、現実的にね。取り組まざるを得ない事業であるのは間違いないとは思っていますけれども、これを掲げたということは、相当の覚悟を持ってこれは進めない、本当に絵に描いた餅になってしまうと思うんですが、その辺の議論というのは今回されたんですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 議長がおっしゃるとおり、GAPの推進というのはハードルが高いものではありますが、今後5年間、その食育・地産地消を掲げる計画の中で、このGAPに全く触れないということもまず難しいであろうという中で、やはりGAPもいろいろ、グローバルGAPであったり、JGAPであったりというようなものがありますので、今後ますます、GAPといえますか、ある程度の基準というのが求められていくという中で、やはり市の計画としては、この推進をしていく。これは国の基本方針でもそういったところがございしますので、やはり困難である、絵に描いた餅になってしまうおそれはあると今のところ危惧しても、やはり具体的な取り組みの中に盛り込むこと、それがまずは計画としての醍醐味ではないかということもございまして、今回、具体的な取り組みの中には、GAPの推進ということとは記載をしてあるところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 栃木県に関して言うと、栃木県版GAPというのをつくっているわけですね。そうすると、当然これは国のGAPから見れば少しやりやすいわけですね。工程表をつくりやすいわけですね。ここにうたってもいいような気もしますね。

そういったことによって、少しでもハードルは低めにして、でも、なおかつ、この生産工程とい

うのはしっかりつくっていただくというような、私なんかは単純に考えてそういうふうに思ったりもするんですが、ここではそういう表現はされていないんですけれども、そういったことも念頭に入れているという理解でよろしいですね。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 もちろんGAPというのは多分一番強いところなわけで、それより、おっしゃるとおり、とちぎGAPであるとか、いろいろなGAPが今あるというところがございます。一番上を掲げたことで、そこに至るまでも包含をしているというような解釈もできるかなと思うところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 一度やってもう一度、申しわけないですけれども、那須塩原市食育・地産地消計画策定委員会の件なんですけれども、42ページです。こちらは、那須塩原市商工会の平山さんが副委員長になられているんですけれども、西那須野商工会のほうにもお声がけはされたんでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 商工会さんには、西那須野商工会と那須塩原市商工会のほうでちょっと調整をいただきまして、結果、那須塩原市商工会の平山さんがメンバーとしておいでいただいたところですよ。

○森本委員 承知しました。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 最後にもう一回確認だけですが、先ほど何回も言って申しわけないんですが、先ほどの37ページのところで、今後、那須塩原市として食育を推進するための期間の設定を考えていく、計画にはのっていないんですが、そうした期間をきちんと設定していく考えはあるのかなのか、お

伺いたいと思いますが。

〔「38でよろしいですか」と言う人あり〕

○相馬委員 38ページの先ほどの意識の向上のところ、こういった期間を、こういった月間等をきっかけにして意識の向上を図りますというふうになっておりますが、あくまでも国と県の期間を周知するという、先ほどそういうご答弁だったのですが、国で6月、例えば県で10月というふうに言っているのを、そこに市もそういった期間を設けて、6月と10月を設けるとかと、そういうお考えはないのかお伺いをいたします。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらも繰り返しになってしまっていますが、まずはこの計画を進めさせていただきまして、その中で、やはり独自の月間、さらに県プラス市の月間ということは、やはり有効だ、やるべきだというような検討がなりましたら、やはりそういった取り組みも考えられるかなというところでございますので、今のところは、まずはこの形で進めさせていただければというようなところでございます。

○星委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。議員間討議です。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、食育推進をするに当たって、明確にさまざまな事業を、先ほどの48の事業をばらばらというところではなくて、一定程度期間を設けて、交通安全週間ですとかそういった週間のように、食育推進期間というものをきちんと設けてやったほうがいいというふうに思うんですが、このところに、具体的な38ページの取り組みについて、ここについて議員間討議をお願いしたいと

思います。

○星委員長 討議の申し出がありましたので、ここで暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、討議終了後、再度入室をいただきますので、第3委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午後 2時15分

(委員間討議)

再開 午後 3時00分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

相馬委員。

○相馬委員 今回の計画につきましては、恐らく平成22年で一旦切れている計画を再度令和元年度に作成して、来年度から推進していくという内容だと思います。具体的な取り組み事項、それから分析の仕方等々は、非常に詳細にわたってでき上がっているというところで、今後これによって推進されるのであろうというふうには思ったところではございますが、この間、前回も申し上げましたように、市内で48の食育に関する事業が行われていると。その中で、市が計画をされずに48をここ何年間か行ってきていると。当然計画されていないということであれば、その事業に対するこれまでの評価というのも恐らくされていないだろうというところは否めないだろうと思いますが、国

の食育計画と県の計画を参酌した上で、こういったことで進めていくというところがございますので、市もこれまで、生活環境部、教育委員会、保健福祉部、各部にわたってこの事業というのは行われているところがございますので、そちらをきちんと検証して推進ができるように、今後取り組んでいただきたいというところと、先ほど、国の食育月間、それから県の食育月間で、その後市民に周知することで、市として特別設けなくても、まず国と県の食育月間をもって、それをきっかけとして市民の意識の向上を図っていくというところ。それから、農村生活研究グループ等の支援ですとか、こういった今後の取り組みというものを十分に意識をしながら、各部局において取り組んでいただくことをお願いして、この計画については賛成としたいと思います。

以上です。

○星委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第107号 那須塩原市食育・地産地消推進計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第107号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間の休憩といたします。

会議の始まりは18分に会議を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時16分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長。

○田代農務畜産課長 先ほど、お認めいただきました議案第107号 那須塩原市食育・地産地消推進計画のご検討をいただいた中で、食生活改善推進委員の人数及び目標人数を回答できておりませんでした。

健康増進課に確認をいたしましたところ、令和元年現在52名いらっしゃるというところで、これは実施計画での目標値となりますけれども、来年度、令和2年度については55人を、令和3年度は60名にしたいというのが健康増進課の目標だと伺いました。報告遅くなりまして申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

◇

◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査いたします。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○田代農務畜産課長 （議案第84号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

課長。

○田代農務畜産課長 （豚コレラ（CSF）に対する市の対応について）

○星委員長 以上で農務畜産課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎農林整備課の審査

○星委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。

農林整備課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 農林整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○吉澤課長 （議案第84号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 多面的機能支払をやめてしまったという、まずはどこくらい言っちゃまずいですか。集落名とか、そういうのがわかればですけども。

○星委員長 課長補佐。

○村木課長補佐兼農村整備係長 ただいまのご質問に対する活動終了組織なんです、赤沼地区環境保全会、樋沢農地保全協会、無栗屋自然保全会、二区町地域資源保全隊、次に、上横橋環境保全会、青木二区保全組合、二つ室地域環境保全隊、西遅沢地域資源保全隊、上大貫環境保全中坪会、最後に、西赤田環境保全会の。

〔「10」と言う人あり〕

○星委員長 小島委員。

○小島委員 じゃ、その解散した理由といたしますか、そんなところがわかれば教えていただければと思います。

○星委員長 課長補佐。

○村木課長補佐兼農村整備係長 主にやっぱり年齢が高くなったために事務とかがちょっと追いついていかないという組織がほとんどです。

○星委員長 そのほか質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 その組織がそういう理由で高齢化のためにということをやめていくんですけれども、やめると、やっぱりつくった理由があったと思うんですよ、その農地の周辺環境で。そういったものに対してやめていってしまうと、市として、これ予算、保全なのかな。聞いてよければ、その後の対応ね、予算削除したのはいいんですけども、どうするんですかと。何かちょっとごめん、ずれている。

○星委員長 よろしいですか。質疑……。

○鈴木委員 答えてもらえれば答えてもらいたいと思います。あと、部長はわかっていると思うんですけれども。

○星委員長 質疑の内容。

○鈴木委員 趣旨ね。

○星委員長 趣旨は、はい。聞くのか聞かないのか。

○鈴木委員 聞きます。

○星委員長 趣旨は。もう一度まとめてお願いします。

○鈴木委員 趣旨は、やめていってこの金を返還するんですけども、市としては必要があって今まで予算をとっていたと思うんですけども、理由はどうあれ、こうやってやめてもらったままで何も対応をとらなくていいのかということなんです。

〔「それは質疑じゃない」と言う人あり〕

○鈴木委員 質疑じゃない。これが予算だからね。

○星委員長 補正予算に対しての質疑。

○鈴木委員 うん、補正予算に対する質疑だから、どう聞いたらいいんだろうな。

じゃ問題はない、この予算を返却に関して、そういう地域がやめていくんですけども、何か市として問題はないのか。返還してしまっ、予算をとったのに返しちゃって、問題はないのか。それでも答えられないか。

○星委員長 じゃ、後で……

〔「後で聞いたほうがいい」と言う人あり〕

○星委員長 にしますか。

よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○星委員長 じゃ、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （多面的機能支払交付金について）

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

○ 特にないです。

○星委員長 以上で農林整備課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時37分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎商工観光課の審査

○星委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。

商工観光課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第102号の説明、質疑、

討論、採決

○星委員長 それでは、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○渡辺商工観光課長 （議案第102号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 この健康のゆグリーングリーンの現場を見せていただいて、よくわかりました。あの中で、これから利用料金制度をするということで、今後何か、今、70歳以上が無料だというような現状でございますけれども、それに対する考え方みたいなものですね、今後どのように考えているのか、そのあたりを聞かせてもらいます。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 利用料金につきましては、グリーングリーンはまだなんですけれども、市内のほかの施設が利用料金に変わっていくという中で、やっぱりグリーングリーンは今委員さんおっしゃられたように、70歳以上の市民が無料というところもありまして、やっぱり指定管理者にとって、無料で半数近くの70歳以上の市民が来ている中、修理代がなかなか得られない中で、利用料金をとっても無理だろうということで、まずその無料の部分を見直しをかけていって、この辺が落ちついてきたところですね、将来的に利用料金にしてという流れというか、方向性が出ています。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 この利用料金の価格設定というのは、

基本的に今度は議会とか、そういうものにかかるわけではなくて、どういう形になりますかね。それとも、今度の指定管理者が判断するのか、そういうところもいろいろな形で、どういう形でその価格設定を判断していくのかというのを、考え方をお伺いしたいと思いますけれども。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 グリーングリーン使用料につきましては、グリーングリーンの条例の中に入っているものですから、やはり議決が必要になります。今、市内部で調整をしております、今後市の庁議を経まして、最終的には議決案件になってまいります。

○星委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木委員 現場でもちょっと触れたんですけども、このグリーングリーンのそもそもの設置目的、今、達成度はどのように捉えているのか。そのお金が、収支の部分はそれだけ赤字なんだけれども、そういうことも含めて、今後また指定管理をしていく運営なんだけれども、ちゃんとその当初の目的に合った運営ができていくのかどうかということについてお伺いいたします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、目的は、これは条例にうたってあるんですが、健康増進を図るところが1つと、あとはやっぱり観光振興という部分もございます。健康増進については、やはりそれは高齢者のほう利用が多いというところで寄与しているのかなと考えていますが、観光振興という点では、板室の温泉街、観光客の見込み客ですかね、ちょっと下がっている傾向にあるんですから、その辺も含め昨年度から地元の観光協会とか、旅館組合等と話を進めてきて、今後のあり方ですね。市のほうでは継続していくの

か、廃止するののかということも含めて検討したんですが、やはり地元では観光振興にとっては今なくされたら困るという意見もございまして、ちょっと何年後になるかわからないんですが、例えば市が所有して民間に貸すとか、あるいは売却するとか、そういうのも含めてちょっと今後検討していきましょうということに今進んでおります。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 そのほかございますか。

課長。

○渡辺商工観光課長 すみません、先ほどの小島委員の使用料金の決め方ですかね、こちらについては、グリーングリーンの運営委員会という組織、会議、組織がありまして、こちらで検討を行ってまいりました。その委員会の中では幾つか意見がございまして、市内にあるほかの施設との比較等を鑑みて、今、70歳以上の市民がゼロというところを200円か300円かというところに意見が出ました。一応、会議の中では、300円のほうがいいんじゃないかと。それはやはり収入がもちろんふえるので。ただ、単純に収入はふえるんですけども、余り金額を一遍に上げ過ぎると今度は客数が一気に減っちゃうという心配もあるので、それは会議の意見としては300円に出しますが、あとは市のほうの調査ですね、この支所の内部のほうのこの決定にお任せしますという判断で意見いただきました。

○星委員長 そのほかございますか。

ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 きょうの説明で、灯油の話がありました。1カ月間の灯油代が冬場と夏場では半分ぐらいというか、倍くらい違うということで、冬場としては400・からかかるということなんです、そういった部分ではこの灯油は、仕入先ですね、

それはどちらのほうになるのかお伺いいたします。
仕入先というか、市内の業者だとは思いますが、
そちらのほうの。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 申しわけないです、その
資料を持っていません。すみません。

○山形副委員長 それでは、議事進行を委員長と交
代します。

○星委員長 そのほかに質問はございますか。
よろしいですか。
山形副委員長。

○山形副委員長 きこのう、課題点ということで何点
か上がっていたところ、市民のこれからもせつ々
く行っても駐車場の問題があって、なかなか台数
がとめられないというお話がありました。その辺
も今度令和2年4月から約3年間やるということ
なんで、駐車場の整備みたいのは検討するのか、
そういうふうなのはと考えているのかお伺いま
す。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、今の現時点だと、
駐車場のほうの話までは行っていなかったんです
が、今後その料金の見直しとかも含めて、どの辺
のそのお客さんの流れがあるのかも見まして、そ
の駐車場の検討はしなくちゃならないかもしれま
せん。

今のところ、ちょっとどうしても多いときは、
板室、あのグリーングリーンの県道のちょっと反
対側に市のほうの駐車場があるんで、そちらを誘
導したりはしているんですが、今後の課題となり
ます。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 よくあそこ行くと、季節になると
こいのぼりが流れていて、いいなというふうな、
あれが集客効果で結構人気あるかなと思うんです

が、あれは板室温泉旅館組合でやっていたのか、
グリーングリーンさんで独自でやっているのか、
ああいうイベントみたいのも今後そういうふうな
のをふやして行って集客力、入場料上げる上げな
い別としても、そういった企業努力みたいのも必
要だと思うんですが、その辺は市としてどうい
うふうに考えているか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 こいのぼりについては、板室
旅館組合と、あと板室商飲組合というのがありま
す、商業飲食。そちらのほうなどが共同で設営し
ているもので、市のほうはちょっとサポートして
いるぐらいなんですけれども、やはりあの時期で
すね、ちょっと時期的に多い時期なので、集客効
果はあるというところでございまして、それは継
続していくということと、やはり後は閑散期です
かね、その対策もしなくちゃならないという話も
出ているので、その辺もその旅館組合とかと検討
しながら続けたいと思っています。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、この指定管理者とな
る団体の皆さんと地元の板室温泉旅館組合の人た
ちと一緒にいろいろアイデアを練って、集客を狙
って活性化を図っていくという形で、常に意見交
換会も今後も行われていくという考えでよろしい
ですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、特にここ二、三
年というか、最近ですね、そのグリーングリー
ンの管理者のほうも地元の会議とかに、あとはイ
ベントとか、参加をしながら進めているので、今後
もそういう形になると思います。

○山形副委員長 オーケーです。

○星委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第102号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査を行います。

◇

◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺商工観光課長 (議案第84号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し

ます。

山形委員。

○山形副委員長 先ほど今説明したマスタープランの策定委員が決まったということで、どういった方がいらっしゃって、何名なのか教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 個人名はちょっと控えさせていただいて、まずトータルで言うと、22名になっております。業種等の内訳で申し上げますと、市内の温泉、観光協会とか、あと旅館組合、こちらの方たちが8名、あとは商工観光関係で1名、あと観光の事業者、こちらは市内外含めて4名、あとはアート関係で1名、あと交通事業者で2名、学識経験者、こちらは大学教授と弁護士、合計3名ですかね。あとはまちづくりの事業者で1名、あとは、これは一般の女性枠というところで、一応主婦という形でこちらで設定していますが、こちらは2名、合計22名になっています。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、この市内と市外も合わせて22名ということで、市外の方はこのマスタープランの策定委員の中には何名なる。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 市外の方は6名になると思います。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 22から6引くと16名が市内の方で、市外の方が6名と、全部で22名の方で組織されたということで、わかりました。

○星委員長 そのほかにもございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 7款1項2目商工振興費、これは補正予算で組んだわけですけれども、どういった業種、またはどういった事業者が受けられているのかと

いうことですね。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 これは基本的に中小企業で本当に小規模の、一つの企業で5名とか10名とか、そういう単位の事業者が多いので、業種は本当いろいろあらゆるといいますかね、それぞれ職種はございます。

今回の補正で増額するというのは、実際、融資件数はここ二、三年同じなんです、この商工。ただ、1件当たりの融資額がふえているかなど。トータルで融資額がふえているわけで、どうしても保証料とかもふえているという状況になっています。

○鈴木委員 いいです。

○星委員長 そのほかございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ほかにないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第92号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第92号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺商工観光課長 （議案第92号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第92号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

○渡辺商工観光課長 ございません。

○星委員長 ないようですので、以上で商工観光課の審査を終了いたします。

これで産業観光部の今定例会における審査は終了となりますが、産業観光部全体として何かございますか。

部長。

○小出産業観光部長 本日は、慎重なご審議ありがとうございました。大変時間をかけてご審議いただきました地産地消・食育計画につきましては、相馬委員からご意見いただきました事業とのちゃんとした進行管理といえますか、達成度といったものを、今後委員会を立ち上げましてしっかりと管理して、計画に沿った事業を着実に推進してまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○星委員長 以上で産業観光部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時07分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし

ます。

◎その他

○星委員長 それでは、次第3、その他に入ります。委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないですね。

事務局から何かございますか。

事務局。

○鎌田書記 (事務連絡)

○星委員長 そのほかはいいですね。

◎閉会の宣告

○星委員長 じゃ、以上で今定例会における委員会の議事日程を全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願いをいたします。

以上をもちまして建設経済常任委員会及び予算常任委員会(第三分科会)を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時10分